

新設分割に関する事後開示書類

令和 6 年 12 月 2 日

株式会社マネーフォワード

マネーフォワードエックス株式会社

令和 6 年 12 月 2 日

東京都港区芝浦 3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役社長 辻 庸介

東京都港区芝浦 3-1-21
マネーフォワードエックス株式会社
代表取締役社長 本川 大輔

新設分割に係る事後開示事項

(分割会社：会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

(新会社：会社法第 815 条第 3 項第 2 号及び同法第 811 条第 1 項第 1 号

並びに会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

株式会社マネーフォワード（以下「分割会社」といいます。）は、2024 年 6 月 25 日付新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2024 年 12 月 2 日をもって、分割会社の Money Forward X ドメインにおいて展開する事業（パートナーとの共創により金融関連サービスを提供する事業をいいます。）の権利義務を、新たに設立したマネーフォワードエックス株式会社（住所：東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号。以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を実施いたしました。

分割会社及び新会社が、本分割に関して会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1 組織再編が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）

2024 年 12 月 2 日

2 法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求（会社法施行規則第 209 条第 2 号）

本分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第 805 条の 2 ただし書きに規定する場合に該当するため、株主には差止請求権が認められません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

分割会社には、会社法第 808 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権がなく、同条同項に定める新株予約権者がおりませんので、新株予約権の買取請求に関する手続は行っていません。

(4) 債権者の異議（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

分割会社は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 10 月 1 日付の官報及び 2024 年 10 月 1 日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 本分割により新会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新会社は、本新設分割計画書の定めるところにより、2024 年 12 月 2 日をもって、分割会社から Money Forward X ドメインにおいて展開する事業に関する資産、債務、契約上の地位その他権利義務を承継しました。新会社が分割会社から承継した資産の額は 19 億円（概算値）であり、承継した負債の額は 8 億円（概算値）です。

4 その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

新会社は、2024 年 12 月 2 日付で株式会社マネーフォワードエックスとして設立し、同日付でマネーフォワードエックス株式会社に商号変更を行いました。

以上